

2022年9月

U Aゼンセン医療共済 加入者の皆様へ

U Aゼンセン共済事業局長

新型コロナウイルス感染症における「入院の特別扱い」対応の変更について

日頃はU Aゼンセン共済活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス感染症の対応変更を受け、U Aゼンセン医療共済の引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社より、2022年9月26日以降の入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）の対象者を見直す旨の通知を受けました。

U Aゼンセンとして、相互扶助運動の意義と役割を念頭に、今後も新型コロナウイルス感染症と診断される方にできる限りの支援をできないかと検討した結果、保険会社が給付を見直す時期より1カ月程度延長し、2022年11月1日（火）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を見直すことといたしました。

加入者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<今後の新型コロナウイルス感染症と診断された方に対する医療共済の対応について>

1. 2022年10月31日（月）までに新型コロナウイルス感染症と診断された方

これまでどおり、発生届の対象とならない方を含め、医療機関に入院、自宅または宿泊療養施設での療養を問わず、陽性判定日から療養解除日までの期間を「みなし入院」として入院給付金をお支払いします。My HER・SYS等療養証明書を添付してご請求ください。

2. 2022年11月1日（火）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方

保険会社の給付対象基準に従って入院給付金等のお支払いをします。

(1) 引き続き給付対象となる方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

(2) 上記(1)①～④に該当しない方

自宅または宿泊療養施設で療養された方であっても入院給付金は支払われません。

ただし、休業保障特約加入者においては、他の病気やケガと同様に医師の就労不能と判断する期間の記載のある診断書と会社の実際に休業した期間の証明書（休業証明書）があれば、連続5日以上継続して自宅療養した場合5日目から休業保障給付金をお支払いします。

対応一覧	陽性判定日（診断日）			
	2022年10月31日（月）まで		2022年11月1日（火）以降	
	2. (1) ①～④の方	左記以外の方	2. (1) ①～④の方	左記以外の方
医療機関に入院	○ 対象	○ 対象	○ 対象	○ 対象
自宅または宿泊療養施設で療養	○ 対象	○ 対象	○ 対象	× 対象外

3. 給付請求の際に必要な書類

(1) 「みなし入院」の給付請求

- ①給付金支払請求書
- ②療養証明書※

(2) 休業保障特約の請求

- ①給付金支払請求書
- ②同意書
- ③診断書
- ④休業証明書

※療養証明書について

2022年9月2日以降、居住する都道府県によっては、My HER-SYSで療養証明書を取得できなくなることがあります。その場合は、以下の書類の添付でも請求可能です。(保健所等による療養証明書が発行される場合、My HER-SYS療養証明書がある場合はそちらを優先して提出してください。)

- ① 医療機関で実施されたPCR検査や抗原検査の結果「陽性」であるとわかるもの
- ② 診療明細書(医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」が記載されたもの)
- ③ 自治体が設置している陽性者登録センター、陽性者フォローアップセンター等の登録結果(SMS・LINE等)
- ④ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター(医療機関以外でも可)の検査結果(市販の検査キットは除く)

また、神奈川県「自主療養届」では請求できません。自主療養終了後に改めて申請する「療養証明書(自主療養専用)」を添付し請求ください。

なお、2022年9月26日以降も「みなし入院」で給付対象となる2.(1)①～④に該当される方においては、本人確認書類等を別途提出を求められることがあります。ご了承ください。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

UAゼンセン共済事業局 (TEL) 03-3288-3533

電話受付時間：午前10時～午後4時

UAゼンセン福祉共済会 (TEL) 03-3288-3534

電話受付時間：午前10時～午後3時